

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき
年限に関する特別措置法案について
(いわゆる長期契約法案)

1 法律案の目的

- 現下の一層厳しさを増す財政状況の下において、大綱・中期防に基づく防衛力整備を確実に実施するため、**長期契約を導入**することにより装備品や役務の**調達コストの縮減と安定的な調達を実現**する。

2 経緯

- 「装備品の効果的・効率的な取得を実現するため…**更なる長期契約の導入の可否…を検討**」 防衛大綱 (H25. 12. 17閣議決定)
- 「企業の予見可能性を高め、**コスト低減につながる更なる長期契約の導入の可否…についても検討**」 中期防 (H25. 12. 17閣議決定)

3 法律案の概要

- ① 国庫債務負担の年限の上限を **10か年度に延長** (財政法上は最長で5か年度)
- ② 対象となる装備品等は、財務大臣と協議の上、防衛大臣が決定
- ③ 時限立法 (現中期防の期末である平成30年度まで)
- ④ 長期契約の概要及び縮減額の公表

4 法律案の意義・効果

- ① 国は、長期契約により安定的な調達が可能となり、大綱・中期防に基づく**計画的な防衛力整備に寄与**。
- ② 企業としても、将来の調達予定数量が確約され、**人員・設備の計画的な活用と一括発注による価格低減**が可能となることにより、装備品等の**調達コストが縮減**。加えて、下請企業の防衛産業からの撤退防止にも寄与。

5 対象となる装備品等

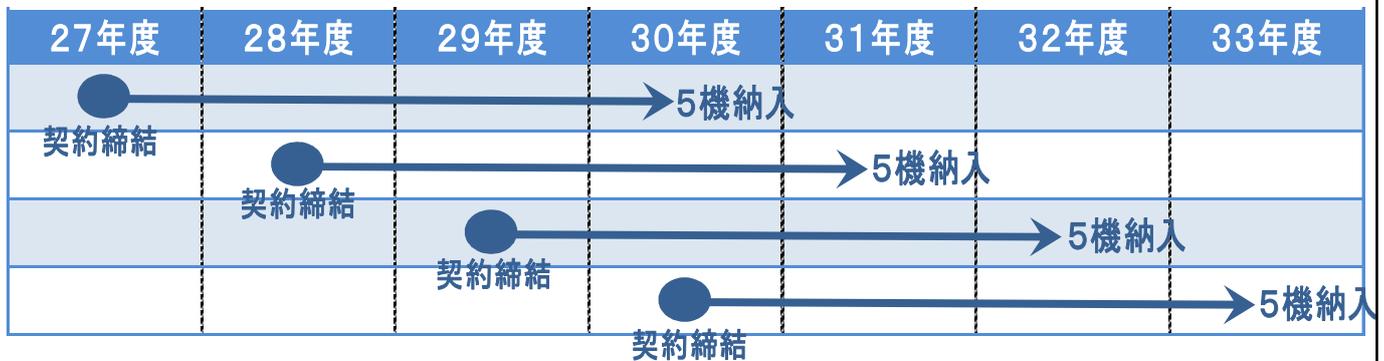
- 主要装備品のうち長期契約の効果が大きいもの、具体的には哨戒機P-1といった**航空機や艦艇**などを想定。
- 27年度概算要求では、本法案の成立を前提に、長期契約によりP-1 20機の調達を要求。

固定翼哨戒機P-1の長期契約による一括調達

- 固定翼哨戒機（P-1）について、平成27年度に20機を一括して調達



【5年を超える長期契約による一括調達のイメージ】
（従来の契約イメージ）



（長期契約の契約イメージ）



【従来の契約と比較したコスト削減効果】

（平成27年度から30年度まで、毎年度5機のP-1を調達した場合との比較）



⇒材料部品のまとめ発注による減 約260億円
作業人員等の専属化による減など 約140億円